

業務の運営に関する規程

奈良県医師・看護職員無料職業紹介所

第1 求 人

- 1 本所は、第4の6に定める取扱業務に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面、ファクシミリ又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要性からこの方法によることができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。

第3 紹 介

- 1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

- 2 求人者には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

- 3 紹介に際して、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示を行います。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためこの方法によることができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行います。

- 4 求職者を求人者に紹介する場合には本所にて連絡調整後、日時・場所等を指定するため、これに従い求人者へ行っていただきます。なお、本所が紹介に立ち会うこともあります。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われて

いる間は求人者に、紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介を受けた場合で、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）及び奈良県医師・看護職員無料紹介所個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、以下のとおりです。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

【取扱職種の範囲等】

*取扱職種の範囲

医師・看護職員の職業

*あっせん対象の範囲

求人：奈良県

求職：国内

令和6年10月3日

奈良県医師・看護職員無料紹介所

奈良県知事 山下 真